

## 第7回神崎市脊振町複合施設建設検討委員会

開催日時	平成28年10月17日（月）午後2時～午後3時35分	
開催場所	神崎市 脊振支所 2号会議室	
出席者	委員	23名中 20名出席（1名遅刻）
	事務局	企画課（中島課長、小柳係長、一番ヶ瀬係長）
	傍聴者	3名

### ～議事録～

開会 （事務局）	<p>大変お忙しい中にお集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。 企画課の中島と申します。まず、私のほうから進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本会議の開催要件でございますけれども、委員の半数以上の出席を必要といたします。ただいまのところ、本日は委員23名中19名の出席をいただいておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
議題 （1）神崎市脊振町複合施設建設基本計画（案）【第1章～第5章】について	<p>それでは、議題はこの1件で提案をさせていただいておりますので、議事の進行につきましては委員長が務めるということになっておりますので、西九州大学の長尾委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
（委員長）	<p>皆さんお疲れさまです。それでは、議題のほうに入っていきたいと思えます。まず、市のほうから配られている資料についてご説明いただければと思えます。</p>
（事務局）	<p>では、今回の議題になっております神崎市脊振町複合施設建設基本計画（案）について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料ですが、レジュメと基本計画（案）、他市町村の基本計画について3件ほど準備をしております。1つ目は廿日市市大野支所という複合施設です。それから、大分県の安心院地域複合支所です。</p> <p>それから、こちらについては基本計画ではございませんけれども、岡山県の、現在は新見市、旧哲西町の庁舎建設等の基本構想です。こちらについては基本計画がなく、基本計画構想から真っすぐ実施設計に入っているようです。今回、この資料の中身については説明しませんが、こういうふうないろいろなやり方というか、そこそこで詳しくされているところ、それから簡単にされているところ等ありました。</p> <p>なかなか複合施設というのがなくて、何件かしか見つけることができませんでした。本日の資料については以上です。中身のほうに入ってよろしいですか。</p>
（委員長）	<p>配付されている他市町村の3つに関して何か、もう少し聞いておきたいということがどなたかあれば、よろしいですか。</p> <p>何かありましたら、後で追々出させていただくということにして、現在議題として上がっている基本計画についての説明をお願いします。</p>
（事務局）	<p>それでは早速、基本計画（案）について説明をさせていただきます。</p>

表のページにつきましては、一番頭のほうですが、「神崎市脊振町複合施設建設基本計画（案）」でございます。下のほうに「平成29年〇月」としております。これについては、3月10日が期限ということになっておりますので、それまでに策定をして、その日付で検討委員会から上げていただくということになります。名前のほうが「神崎市脊振町複合施設建設検討委員会」ということになります。

1ページめくっていただきまして、目次でございます。今回協議していただく分については、第1章から第5章までとなっております。第1章としまして「はじめに」ということで、基本計画策定の目的、それから、第2章「基本計画の位置づけ」、第3章が「脊振町複合施設建設の必要性」、第4章が「脊振町複合施設建設の基本理念」、それから、第5章につきましては「脊振町複合施設の位置」というふうになっております。これが、現在8ページまでということですよ。

後ろのほうの次のページをめくっていただきまして、第9章の「各部署の配置の考え方」、ここの5番目に「市議会ゾーン」というのがありまして、これにつきましては削除していただきたいと思っております。これにつきまして、新庁舎のほうとあわせてつくってございましたので、そこまでは本来入れるべきではないものを入れておりましたので、申しわけありません。

続きまして、1ページ、第1章から読み上げて説明にかえさせていただきます。

#### 第1章 はじめに（基本計画策定の目的）について読み上げて説明

(委員長)

まず、第1章で何かご質問があれば。なければ、続けて説明をいただこうかと思いますが、よろしいですか。

では、続けてお願いします。

(事務局)

2ページ目をお開きください。

#### 第2章 基本計画の位置づけについて読み上げて説明

(委員長)

ここで流れが今示されているんですが、2つ目、ブルーで色塗りされたところに現在の分は出ているということですけども、現状のところ何かありますか。よろしいですか。

ちょっと文章的にどうかなと。基本設計のところで「概算工事費」と「ぼん」と出てくるんですけど、その他は見積もりとか、業務が「フロアプラン」とかいうふうに、これは概算工事費でいいんですかね。工事費の概算、軽々概算とか、こんな文章で通常流れるのなら、特に意味はないんですが、ちょっと気になったので。

(委員)

字句の訂正ですけど、基本計画の「設計与件」の「与」が違うんですけど。

(委員長)

どこですか。

(委員)

基本計画の中で「基本設計に反映させる設計与件」「与件」ですか。「要件」じゃないの。どっちですか。

(委員長)

与える、含むべき要因としての与件なのか、意味が違うのではないかという。

(事務局)

「基本設計に反映させる設計与条件」です。「条」の字が抜けています。すみません。

(委員長)	「与」と「件」の間に「条」がつくんですか。「条件」になるんですね。
(事務局)	はい。
(委員長)	では、委員の皆様、そこに一文字入れてください。 投げかける限定的もしくは必要とされる枠組みを与えるときに、この「与」という字を入れるのか入れないのかということだと思うんですが、行政文章としては……
(委員)	ちょっとね、こんなのは初めて聞きます。
(委員長)	契約等における通常用語なのかどうなのかということかと思いますが、いかがですか。
(委員)	後に回していいんじゃないですか。
(委員長)	ということは、ある意味で事務的な処理文言かと思うので、後で一度検討して事務局にお任せしてもいいですかね、最終的には。 じゃ、次をお願いします。第3章のほう説明をお願いします。
(事務局)	続きまして、3ページ。 第3章「脊振町複合施設建設の必要性」について読み上げて説明
(委員長)	各施設の評価と、それから、複合化により期待される効果ということが出てきたんですが、いかがでしょうか。ひとまず通していいですか。 (質問等なし)
(事務局)	特にないようですので、では、第4章のほう説明をお願いします。
(委員長)	9ページお開きください。 第4章「脊振町複合施設建設の基本理念」について読み上げて説明。
(委員長)	方針がここで出されているんですが、いかがでしょうか。どなたかありますか。いいですか、はい。
(委員)	全体的なことですけど、基本構想と基本計画の整合性、特に第3章をいいますと、基本的に脊振庁舎でいいますと、市民サービスの低下というのは基本構想の時点ではなかったわけですよ。例えば、庁舎で言えば、複雑化による市民サービスの低下とか、老朽化による安全性の低下とか、項目が変わっている。ただ、頭をなくされてと思いますけど。それから、ユニバーサルデザイン対応への不備ということで、これについては、バリアフリー対応の不備とかいう項目になっており、今度、基本計画になったときには文面が少し変わってきていると。整合性はどのように持たれたのかお聞きします。 それと、7ページの複合施設に期待される効果ということで、「ぼん」とここにあげてきているわけですね。第4章には、建設に基づく基本理念ということであがって、その後に出てくる効果は、別に第5章かに設けたほうが良いのではないかと思うわけですが。 意義が出て、期待される効果ということで「ぼん」と挙がってきて、その基本理念の

	<p>後に出てきたほうがいいかなというのはちょっと感じします。</p>
(委員長)	<p>何か、タイトル立てが効果まで入っている。1が必要性を書いて、2が意義、3が効果を書いていて、これと基本理念と、これは基本理念は先にあるはずの話ですよ。その順序性のことを今問われていますが、その辺はいかがですか。</p>
(事務局)	<p>まず、3ページに脊振庁舎の問題点ということで、問題点の1つ目で市民サービスの低下ということで書かせていただいております。これにつきましては、基本構想の中で、複雑化による市民サービスの低下ということで、その中で増改築を重ねた結果、複雑化しているということで、構想の中で、文章的には記載をさせていただいたものでございます。それをここで抜粋した形で、表形式に箇条書きで整理をさせていただいております。</p> <p>それから、③のユニバーサルデザイン対応への不備ということで、こちらにつきましては、基本構想の中では項目としてはバリアフリー対応への不備ということで、その文章の中でバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の導入が求められるということで書かせていただいております。バリアフリー化ということも、大きくはユニバーサルデザインに含まれるということから、ここではユニバーサルデザイン対応への不備ということで、包括させていただいたような状態でございます。</p> <p>それから、7ページでは、確かに第3章、脊振町複合施設建設の必要性というふうになっておまして、3番で複合施設に期待される効果ということで、必要性というよりも、複合施設を整備することによってこういった効果が得られますというふうに記載させていただいております。確かに今ご意見いただいたようにそうなのかなというふうにちょっと思いましたので、そこは別立てでいくか検討をさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
(委員)	<p>さっき説明いただきましたけど、基本的には、基本構想に基づいて基本計画をつくっておりますので、そのあたりは内容的には統一してやってもらいたい。「ぼん」と基本計画の段階で名称も変わってきた、内容も少し変わってきた。やっぱり一貫性を持ってやっていただかないと、つくるたびに変わったらまずいと思うわけですよ。こういう構想に基づいて基本計画をつくってきたということで、そのルールに乗った形でやっていただかないと、文面なんかいきなり他所から持ってきて、そういうのがちょっと気になりますので、少しそこを検討してください。</p>
(委員長)	<p>はい、どうぞ。</p>
(委員)	<p>ちょっと細かいところなんですけれども、脊振の2000年館という施設がこちらにも資料であるんですが、ここが今、元幼稚園だった施設をこういった形で活用してまして、子供たちが学校の放課後に勉強したりとか本を読んだりとか、そういった形で非常に有効的に活用させていただいているんですけれども、靴の脱ぎ履きをしなければならぬ、下足の脱ぎ履きをしなければならぬというのがここに書いてあって、これの文面だと、非常にそれは不便なことというふうに書かれていると思うんですが、実際、状況によっては、靴を脱いで入ることが非常に、例えば子供たちというのは、ものすごく靴が汚れて、雨の日なんかはどろどろになって来るわけですよ。そのときに、その状況で建物に入らせるというよりは、靴を脱いで入るというほうが理にかなっていることもありますし、ユニバーサルデザインというのが欧米から来たのかもしれないんですけれども、日本の文化というのは、やっぱり玄関で靴を脱いで畳の中に入るとい</p>

	うのもあると思うので、一概に全てをそのユニバーサルデザインで靴のまま建物の中に入れるというふうにすべきかどうかというのが、ちょっと考える余地があるのかなというの文面で思ったんですけども。
(委員長)	靴の脱ぎ履きしたらみんな悪いというふうな書き方になっているような、文章のとり方が、流れがそうになっていますが。じゃ、先にこちらで。
(委員)	脊振2000年館というのは、括弧書きで神崎市立図書館脊振分館としての捉え方と違うんですか。放課後児童施設として捉えているわけですか。そこをきっちりしていないと。では、複合施設、支所そのものに放課後児童施設も入れますよという前提に立つわけですか。そこら辺が今、施設の流用があって混乱しているといいますか。だから、どういう捉え方をしているのかですね。現状だから現状そのまま複合施設に入れますよという前提なのか、それはまた別ですよという考え方なのか、そここのところをお伺いしたいんですけど。
(委員長)	これは、脊振2000年館に行ったときからずっと言われ続けている話ですよ。現状の機能なのかどうなのかということ。建前上は図書館分館という意味合いが位置づけられているんでしょうけれども。
(委員)	だから、もう一回、図書館は合併した後に図書館分室ということになったんですね。バスの待合所、それと子供たちの休憩所になっておりますので、放課後の待合所ということで改築したものなんですよ。ですから、その後、図書館が主体になっているわけです。合併した後そういうふうな話をされてる。そのいきさつはわかりませんがね。ですから、外のほうにも屋根をつけて、雨のときもいいよということでやっているんですね。
(委員長)	ですから、たまたま放課後でみたいに運用しているだけという話なのか、それがメインの今の機能として、実質はそれがメイン機能になっているわけですよ。
(事務局)	それがメインだと思います。
(委員長)	それを市としてはどう対応するのか。これは何か、あそこに見学に行ったときからずっとこの話はすれ違っている雰囲気があるんですがね。
(委員)	大体、2000年館の2階は、幼稚園から改修したときは、2階のほうは子供さんたち親子の相談所に使っていいですよということでして、下のほうは、子供の放課後の待合所と。そして、バスの始発があそこからしますので、バス待合所ということで、外の運動場は全部屋根をつけたんですよ。今も屋根つけております。ですから、雨降りでもいろいろ支障はないということで当初はしたんですけど、図書館については合併後です。私もわかりません。 以上です。
(委員)	私も子供が3人ほどいまして、あそこの建物はよく利用させていただいているんですけども、確かに、子供たちが放課後に天気が悪い、天気のいいときはグラウンドで遊んだりしますが、天気の悪いときでも、ああいった走り回れるところがあって、屋根がかかっているという、非常に子供たちにとってもいい場所をつくってもらったというふうには思っています、多分、行政側が意図してつくったことと、実際市民が使い始

	<p>めて、こんなふうに使ったらいいねということで、だんだんそこがそういう場所になっていったということもあると思ひまして、その後のほうが非常に実は価値があるのではないかなと思ひておひまして、つくる前に意図してつくることも大事なんですけれども、今現状で使われている重要な施設の役割を果たしているところがあるので、そこをしっかり継承して、複合施設のほうにもそういったものを残せないかなという要望は非常に保護者の中では大きいと思ひます。</p>
(委員長)	<p>ここは確認、整理しとかないといけないと思ひますけれども、たまたま市の側からいくと、これは遊休施設、空いたところがあるから使っていいですよという形で利用を認めていたということなんでしょうか。それとも、放課後デイのような機能を意図的に用意しましょうと、この辺は行政側からはどう見ていたんでしょうか。現実利用は、かなり放課後デイ的な機能としては使われていますよね。今までの行政側のスタンスはどういうふう到现在利用を位置づけていたんでしょうか。</p>
(事務局)	<p>平成12年に保育園ができて、12年3月まで幼稚園がそこにあっていたわけです。後の利用ということで、最初、図書館、下のほうですね、それと、先ほど言われましたバスの待ち合い。当初のときは、2階のほうをデイサービスかなんかに最初利用されたということで、基本的に図書館と放課後児童クラブがずっとこれまで来たというような状況でございます。</p>
(委員長)	<p>図書館と学童保育の2つの機能を、2000年館がずっと公式には持っていたということによろしいですか。(発言する者あり)何か若干認識が違うような……。説明、整理していただけると。</p>
(委員)	<p>神埼市の脊振町複合施設建設基本構想概要版というのが、プリントして、こういう印刷物で、これは全世帯に確か配られたと思ひますけれども、その中では、脊振2000館は学習機能空間と共用空間、これはまた別の意味合いですかね。学習機能空間という捉え方をしてあるので、図書館だけじゃなく、福祉のほうからだけけれども、放課後児童クラブという、その両方の捉え方がずっと継続していたんじゃないかと思ひますけどね。ただ単なる図書館じゃなくて。だったら、やっぱり今度の複合施設の中にも入れるか、別途どうにかするかというのをきちっと残していかなと、またバスによる送迎等が行われているならば、そのバスの発着地点としての、どこかに機能を持たせるということも含んどかないことには、住民サービスとしておかしくなるんじゃないかという気がします。</p>
(委員長)	<p>その位置づけは、同じテーマですね。</p>
(委員)	<p>いや、違うテーマです。</p>
(委員長)	<p>同じところのテーマですね。違うテーマですか、別のテーマですか。</p>
(委員)	<p>別のテーマで。</p>
(委員長)	<p>じゃ、ちょっと待ってください。今のテーマで。</p>
(委員)	<p>今の2000年館の現有機能は基本的には保持するということを基本構想のときにも言ってますよね。そういう意味では、図書館はきちんと学習機能の施設として図書館</p>

	<p>をつくります。そしてなおかつ、その中に、今はバス停としての機能がありますので、それは複合施設のほうにそれを移せば、そこにバス停を持ってくるのは当然のことです。</p> <p>それからもう1つは、放課後児童クラブ的なものが今、機能としてあるわけですね。その部分については教育委員会ときちっと調整した上で、それだけのスペースが必要であれば、それはそのスペースを確保します。</p>
(委員長)	<p>今のお答えでよろしいでしょうか。</p>
(委員)	<p>よろしいです。</p>
(委員長)	<p>じゃ、次のテーマですね。</p>
(委員)	<p>これは字句の問題ですけど、6カ所ですね、「小さな拠点」。確かに小さなまちですから、それはわかりますけど、もうちょっと温かみのある字句、「小さな」じゃなくして、「地域拠点」など、その点を変えてもらわないと、初めから「小さな、小さな、小さな」と言えば、面積は神埼市の3分2ありますよ。人口対策もそろそろやっていただければ、そんなに気にするところはないと思うんですけど、合併してから人口対策もあっていませんで、人口減少、少子化、高齢化と言われますけど、やはり行政としては、その地域をどうやっていくかというのが一番の大きな課題だと思いますけど、その前に6カ所、「小さな拠点」と。小さな拠点だったらつくらなくてもいいんじゃないかと、小さな。それは小さなやつで規模を大きくしてくださいじゃないんですね。「小さな」という、その字句がどうしても私は納得しかねますので、この点はちょっとご検討いただきたいと。</p> <p>改定は、先ほど言ったように「地域拠点」というような、そういうふうな字句にすればいいんじゃないかなと。「小さな、小さな」と、このほかのところを見ても「小さな」というのはないんですね。確かに小さいですよ。しかし、もう頭から小さなということを、行政用語でもこういうにも書いていくというのは、ちょっと何か納得しかねる点がありますけど。6カ所あります。6カ所か7カ所。私、きのうから資料を見ながらチェックしておりました。ですから、「小さな」というのはちょっと地元としては抵抗を感じます。</p>
(委員長)	<p>ありがとうございます。この辺は気持ちの問題ですよ。ちっちゃい、ちっちゃいと言われると、何かちょっとおまけでつけられたような感じになっちゃいますので、そのままの地域を生かそうと、はい、どうぞ。</p>
(事務局)	<p>この脊振町の複合施設の基本計画の策定につきましては、昨年度の国の補正予算の地方創生の加速化交付金という交付金を活用して実施をしているものでございます。その加速化交付金の要件といたしまして、国のほうでいろいろ先駆性のある事業、連携性のある事業など、いろいろ幾つか5項目程度示されておりました。その一つのメニューの中に、国土交通省が総合戦略の一つとして、その小さな拠点の形成ということで示されておまして、そういったものに該当するものについて、この交付金を交付するというふうな要件になっておりましたので、脊振町の複合施設につきましては、当然多機能な施設ということで取り組みに非常に先駆性があるというところと、そういった国土交通省のメニューにありました小さな拠点というふうな、そういった申請における事業の内容が国の交付の要綱に合致したということで、その交付金をいただきながらこの計画を策定しているものでございます。</p>

	<p>そういったことから、「小さな拠点」という言葉を使わせていただいているところでございますが、実績報告等もございますので、使い方やどのくらい使うかというところについては、加速化交付金をいただいている申請の中では、そういった国のほうで示されている「小さな拠点づくり」というふうなものも一つの要素として市のほうは、こういったところで活用させていただきますということで申請させていただいておりますので、少なからずは、幾つかは使わせていただきたいというふうに考えているところです。</p> <p>ただ、「小さな拠点」というと、確かに委員がおっしゃいましたように、何となくちよっと、あまりその言葉としてふさわしい表現ではないんじゃないかというようなご意見もございますので、その辺はどういったところまでこの表現の中でできるかというのは、県とか国と話をさせていただいて。ただ、あくまでも事業の目的はそういう形でやっていますということですので。</p>
(委員長)	<p>説明がありました。</p> <p>国との建前上、邪魔にならなければ、その前に「地域の」とつけて「地域の小さな拠点」と言っていたら、気持ち的にはかなり和らぐのですが、その辺も全体の中でご配慮いただきたいということで、委員会の意見としてよろしいでしょうか。</p> <p>ほかに、今、第4章のところまで来たんですが、いかがでしょう。</p>
(委員)	<p>9ページですが、「すべての人が安心して便利に使えるユニバーサルデザインを導入する。」ということが書いてあります。これは今度の複合施設は子供から老人までということなんですけれども、神埼の中央公民館のトイレ、女性のトイレなんですけど、入られたことがありますか。そのトイレが普通のトイレと違って戸がないんですよ。初めから戸が開いているんですよ。だから、トイレに入ったら便器が見えます。そして、中に入ると閉めるようになっていくんですよ。</p> <p>若い人たちにはすぐ理解できるかもわかりませんが、戸惑う老人が何人もいらっやっていたというお話を聞いております。男性の方ちょっとわからないと思うんですが。</p>
(委員)	<p>男のトイレもそういうふうになっています。</p>
(委員)	<p>そうですか。それで、年寄りの方が、たまに公民館に訪れてきて、トイレするのにどうしていいかわからないと、戸を閉めるのがわからないというようなお話も何人もの方から聞きまして、ぜひその話をしてくれないかということでした。余りにもデザイン化されて、格好いいというか、普通のトイレで何とかもう少しどうにかならぬのかなという気がしましたので、ぎゅっと閉めるようになっていくんですよ。もう初めから開いているんです。普通のトイレは閉まっていますよね。戸を開けてトイレに入りますけど、もう既に開いた状態で便器が見えます。</p>
(委員長)	<p>入った後、閉め方がわからないということですか。</p>
(委員)	<p>ということです。年寄りには。</p>
(委員長)	<p>それは表示のまずさということでしょうから。</p>
(委員)	<p>だから、もう少しどうにかトイレを考えてもらえたらなということが、それともう1点いいですか。</p>
(委員長)	<p>はい、どうぞ。</p>



<p>(委員)</p>	<p>私、公民館の食改（食生活改善推進協議会）で調理室を使わせていただいております。なかなか今まで、古いですから、収納庫というのがないので、もう少し収納をできたら清潔感もみえるし、片づいて見えるからいいんですけど、ぜひ神埼、千代田みたいな調理台を脊振にも入れていただきたいという希望です。</p> <p>それと、例えば、神埼、千代田と比べたらちょっと面積的には狭いんですけども、「災害、災害」というのが言われていますし、公民館は避難所にもなっております。そういう災害が起きたときの炊き出しとか、そういうこともいろいろ考えますと、調理室の面積というか、そこら辺をもう少し検討していただいて、使いやすいような調理室をつくっていただきたいと思っていますけれども、どうでしょうか。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>その辺は設計のときのポリシーになるかと思っています。どうぞ、ちょっとお答えいただければ。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今の中央公民館のトイレの部分を、既存のトイレをできるだけあのスペースの中でつくっていくという制約があったものですから、一番コンパクトにできる水洗便所のやり方として、あれが一番いいだろうという判断になって、いわゆる女性用のトイレの姿と違った形になっております。あれはあれで説明の仕方が悪いならば、そこは変えさせますけれども、あそこはそういった制約の中でできておるものですから、今回新しくつくるときに、あれと同じものをつくるつもりは全くありませんので。それは心配していただくなくていいと思います。デザイン性にこだわったつもりもありませんので。</p> <p>それから、調理台とか、そういったものについては具体的にまた設計の段階で今日お話しされておるようなことも含めて出してもらって、その中でまた十分なのか、また少し変えたほうがいいのかというご意見なのか、その辺はまた具体的にまた段階でご相談をしたいと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>よろしくお願いします。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>ありがとうございます。ほかにございますか。</p> <p>この第4章のところで、ちょっと僕から一言お願いなんですけど、例えば、今、宇佐をいただいています安心院の分ですけれども、この3つの中、他の分の例でいうと、安心院が多分一番近いパターンかなという、雰囲気的にはですね。土地柄からいくと。宇佐というメインのまちがあって、そこからぐっと山の中に入ったのが安心院ですので、地理的なもの、それから、今までの歴史から見ると、安心院が一番タイプ似ているのかなと思うんですが、この整備方針を決めていく過程のときに何を根拠にしているかというのがやっぱり安心院には全部あるんですね。宇佐市の何たる計画があって、バリアフリーに関しては大分県の福祉まちづくり条例をベースにして。寄って立つ根拠がどこにそれぞれありますよということは多分、この会議が始まった最初のころに佐賀にも福祉のまちづくり条例があると思いますがという言葉 ちょっと僕言わせてもらったと思うんですが、それが多分あるはずなので、ここからは逸脱しないでくださいねという基準になるので、その辺はちょっと根拠にする県・市の持っている枠組みですね、これはどこかに入れておいていただければいいなという気がいたします。</p> <p>それから、バリアフリー法の絡みはちょっと言葉の中に今さっきも出ていましたけれども、実はバリアフリー法は完璧ではなくて、あれは既に改定の動きが出てきています。もう多分、改定の検討委員会がスタートするかと思うんですが、どんどんどんどん世の中変わっていつているので、その時点その時点での最新の情報をベースに一応は、今回の場合は来年もう既に具体的な計画を立てていくわけだから、もう多分間に合わないん</p>

	<p>ですけれども、そういう、そこで打ち上げられている課題、問題点というのは先取りするような方向でぜひ設計の次の具体的な専門家、もしくは企業が計画を立てるときに、その辺を考えるようなことの指導をぜひ市のほうからしていただければと思います。</p> <p>そうでないと、その担当者の思い込みでつくってしまう。例えば、福祉のまちづくり条例がこう規定しているとしたら、そこからははみ出さないという、そこら辺がですね、最低限のラインを守る言葉になります。先ほどユニバーサルデザインとバリアフリー両方出てきましたけれども、どっちがどっちなのというところは人によってかなりそれぞれ意見が違うんですよね。僕に言わせると、ユニバーサルデザインなんてナンセンスと言っている人間ですし、バリアフリーから考えていると、ユニバーサルデザインはめっちゃくちゃ大穴だらけですし、ユニバーサルデザインからいくと、でも、具体的にはマスが要るでしょうという立場が出てきます。その辺の本当ユニバーサルデザイン、バリアフリーを並べて即言えるというのはなかなか難しいところなので、それを含めたのが多分、福祉のまちづくり条例が丸めて取り込んでいると思うので、そういうふうなスタンスを使っていたらいいのかなという気がいたしております。</p> <p>第4章までほかにどなたかご意見ございますか。はい、どうぞ。</p>
(委員)	<p>ちょっと第1章で、一番後ろに「この計画に基づき、今後予定されている「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討を行っていただくことを望むものです。」という、これ誰に對し言うものか、これ文章がおかしいじゃないですか。「より詳細な検討を行う」ならいいのですが。「いただくことを望むものです。」とか、基本計画の中でそんな文章はおかしいんじゃないかと思うんですけど。</p>
(委員)	<p>我々はこの文章をつくっているわけじゃないので、そう細かいことはいつでも僕はいんじゃないかと思うんですけどね。結局、我々がつくろうとしているのは複合施設であって、書類じゃないと。その辺ちょっとわかっていたきたい。</p>
(委員長)	<p>基本的には、これは検討委員会が出す基本計画ですから、計画が希望を言っちゃいけない。こういうふうなものをつくると、やっぱり言うべきかもしれませんね。委員会の意見書、答申書でもないの、計画としてもう仕上がっちゃうわけで、これを最終的に市長さんに出して、位置づけはどこでどうまた変わるのか、議会で変わるのかちょっとわかりませんが、スタンスとしては。「より詳細な検討を行う」ということでしょ、多分ね。という気が私はしましたけれども。</p> <p>そのほかにご意見ございますか。つくっていく、最終的に仕上げなきゃいけない行政スタッフの方々としてはいかがですか。</p>
(事務局)	<p>この基本計画案は、検討委員会のほうで協議、検討していただいて、その取りまとめ案を市長のほうに報告をしていただくということでさせていただいております。最終的にその取りまとめ案を市長のほうにご報告していただいた後に、最終的な基本計画ということで神埼市のほうで取りまとめるといったところで、その中でその表現については、行っていくものですか、そういうふうな形で表現を変えるというふうなことで考えて、今、検討委員会からの案ということでこういうふうな書き方にさせていただいております。</p>
(委員長)	<p>そこら辺の最終確定は議員さんの仕事でしょうか。いずれにしろ、そういう形になるということでよろしいですね、認識としては。はい、ありがとうございます。</p>
(委員)	<p>ということは、これは今、この会でこの計画書がどこからも文句がつけられないよう</p>

	な文章を考えるとということですか。ということは、そうであれば僕は委員に失礼なことを言ったかなと思うんですけど。この会の趣旨が何だかちょっとよくわからない。
(委員長)	だから、委員会は……
(委員)	例えば、文章ぐらいだったら後で直せる。
(委員長)	とはいえ、答申する、出す案を出さなきゃいけないので、文章によって意味合いがころっと変わってしまうときが……
(委員)	そこまで細かく詰める。
(委員長)	必要があろうかと思います。
(委員)	わかりました。
(委員長)	よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
(委員)	4ページの「脊振公民館の問題点」というところなんですが、「市民サービスの低下」で、「市民からの要望が多い、200～300人規模で利用できる会議室が無く」ということが書いてあります。現在は勤労者体育館で文化祭等、大きなものは行われているんですけども、これは200人から300人できる会議室をつくるというふうにとっていいんでしょうか。文化祭はほとんど勤労者体育館ですが。だから、そういうところが欲しいという要望が多いということでここに挙げてあるので、できるというふうに、いいほうにとっていいものでしょうか。
(委員長)	そんな要望はないよということですか。ちょっと意味合いが。
(委員)	目的はつくってほしいから。必要としているよということです。
(委員)	この章立てのところは、それぞれの施設の問題点ということで整理されてますよね。だから、その問題点の中で、こういった声があるということ整理しているまでで、それを300人規模でつくるというものを決定しているわけじゃございません。 ただ、1つは、あんまり大きい施設をつくれ、つくれ、つくれて言われると、それから、ほかの施設ありますよね。それと共用できるものはお互い共用しながら、公民館は公民館の機能としてきちんと保持するという、その両立で地区の施設は考えるべきだろうというふうに思っております。その中で、200人なり250人なり300人なりのスペースがここに必要であるとするなら、それはつくらんといかんでしょう。ただ、そこはその段階でしっかりと議論をしないと、今の段階でつくるとかつくれんというのをはっきり確認するわけにはちょっといかんだろうと私は思っております。
(委員長)	よろしいですか。
(委員)	今までも、この文章の説明を聞くと、今まであった4施設なりを複合してシンプルなものを集約化して、それによってメリットが発生するという形だったと思うんですけども、それにプラスして、1つは移住促進ということが今後非常に過疎化には必要になってくると思っていまして、そのときに、例えば、結構この前の道というのは、土日

	<p>とかになるとかなり交通量が多いですよ。いろんな、例えば、三瀬とか富士町とかに、観光地に行くような方がいらっしゃるんですけども、そういうときに、そういった方がふらっと行政の建物に立ち入りやすいような、何か仕掛けをつくって、そこでお茶なりをフリーで飲めるような形にして、端末なりを用意して、この地域の特徴であるとかイベントであるとか、なお言えば空き家情報なんかもですね、空き家バンクに登録されている家、こんな家があるよみたいな情報が簡単に入手できるような、そんなに大きな部屋とかは要らないと思うんですけども、そういったものをつくることによって、移住者を待つんじゃなくて、もっと積極的に移住者が、今度はここはどんなまちかなということを知れるような、何か仕掛けを複合施設の中につくれればなという希望があるんですけども。</p>
(委員長)	<p>いかがでしょう。ちなみに、この支所のほうは道の駅機能は無理だから外したというようなコメントが出ていますし、安心院のほうは要するに庁舎的なものと、それから公民館的な機能というのは、ある意味でウイークデー以外のときにも開いているわけですよ。という、そういうところがもっと公開されているとか、開放されているとかいうような形で、脊振地域をフレンドリーな地域に窓口として機能させるという形がうまくできればというようなことは設計のほうに、希望がどこか入っておればいいんでしょうかね。</p>
(委員)	<p>そうですね。</p>
(委員長)	<p>今の言葉、思惑を、思いをどこかに織り込めますか。</p>
(委員)	<p>安心院には、14ページにそういったことが書いてあって・・・</p>
(委員長)	<p>そうですね、交流憩いの場とか、観光情報の案内というような形で、小さな規模の道の駅的なニュアンスがここにちょっと入っているし、先ほどそれがもう少し行政にやや近いとすれば、移住促進みたいな窓口にも同時になっているとなれば変わってくるわけですよ。そういう、これは運用の話にもなるかと思うんですが、そういう希望があったということは、どこかにコメント入れておくことはできますか。ちょっと難しいですか、この段階で入れるのは。はい、どうぞ。</p>
(事務局)	<p>今後の交流とか、そういう機能に関しては、第7章のほうで今後計画をしております。ここに、市民のためにというときは市民交流機能、それからその他の機能とか、その辺でうたえればというふうに思っております。ただ、今後出てくるゾーニングとか、そういうのにも関連はしてくると思いますので、まず施設をどうするかというのから入って、そういう配置計画を入れないと、簡単に立ち寄れるというのはやっぱり道路面に面しているとか、そういうのも関係してくると思いますので、それについては委員の皆様でまた、こちらから案を示して、検討、協議をしていただければと思います。以上です。</p>
(委員長)	<p>はい、お願いします。</p>
(委員)	<p>委員がさっき言われたのは、非常に僕は熱いメッセージだと思うんですよ。こういうのこそ、初めに入れたほうがいいんじゃないですか。一番根本的な、これからこの町をどうしたいということですよ、その地域住民が。そしたら、例えば通常のプレゼンテーションという、一番最初にそういう熱い思いが来るわけで、それを第7章とか後ろに</p>

<p>(委員長)</p>	<p>持ってきて、余り心に響かないんじゃないかと。言葉尻がどうこうよりも、そういうことのほうが僕は大事と思うんですけど。</p> <p>合同化することによる利便性を逆手にとって脊振町を売るんだという思いを、最初のはじめにか、そこら辺の文言の中にぜひ折り込んでいただければというのが今のご意見かと思えますね。</p> <p>今までの会議でも、ずっとまちおこしの思いをずっと、どなたからも何度も出てきている話ではありますので。大きく建物が変わるというのは、ある意味では一つのチャンスですから、ぜひ、どこか、今の熱い思いだと言われた言葉をぜひ生かしていただければなと思えますが。</p> <p>次の7章をつくっていただくときに、同時進行で一番前をちょっと変えますというご提案をなされれば一番幸せかなと思えますけれども、そこまで待つてよろしいでしょうか。それとも、すぐ今、先にこれ変えろと言います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今、委員のほうからおっしゃっていただいたんですけども、やっぱり文章を考えたときに、非常にまとまったすばらしい文章だとは思いますが、ちょっと言ってしまうと無難な文章になりやすいという面もありまして、やはりそこに住んでいる人からのメッセージというか、心からのメッセージというのが、どこかにやっぱり必要ではないかなというふうに思っていて、ですから、第7章の移住促進という部分をつくるときには、やはり市民から文章を例えば募集して、それを行政のほうで最終的に推敲して載せるとか、そういった仕組みも、こういった形で作られるのも非常に労力が要るので、非常に頭が下がるんですけども、そういったことも入れたら、何かそこに1つまた心が入るとか、そんな気がするんで、ちょっと検討をしていただきたいと思いますけれども。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>では、今はこれは要望という形でとどめてよろしいですか。逆にいうと、非常にタイミングの迫ったスケジュールでこれは動いているので、実は基本構想に1年かけたらこんな議論がいっぱい出てきているはずなんですけど、残念ながらそこまでいけなかったという、私の運用の仕方もまずかったので、申しわけありません。</p> <p>じゃ、その辺のご要望をぜひ組み込んで、事務局サイドで受け取っていただくということで、それらを踏まえて次回の第7章あたりが生きてくるかなと思えますので、期待しております。よろしくお願いします。</p> <p>特に、そのほかになれば、まだもう1つ、第5章が残っていますので、第5章に移ってよろしいでしょうか。いいですか、では、お願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>それでは、一番最後のページ、10ページになります。</p> <p>「第5章 脊振町複合施設の位置」について読み上げて説明。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>第5章についていかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>(事務局)</p>	<p>計画地の航空写真がありますが、今後、第6章以降については、そういう配置計画等そういうもの、施設の規模、それから機能と配置計画が必要となってきますので、今策定中でございます、配置計画についてはですね。今後、皆様にお配りして、次回の委員会までに皆さんの意見を持ち寄っていただくように計画しております。</p>

	<p>以上です。</p> <p>(委員長) はい、ありがとうございます。この輪郭を見ると、なかなか難しいなという気がするんですが、いい案をまたご検討いただければと思います。</p> <p>というところで、ご提案いただいている議題（1）は終わりですが、何か委員の皆様方からご意見はございませんか。追加議題とか、ここに出てくるようでしたら。無いようですので、事務局のほうへ戻したいと思います。どうぞ。</p> <p>(事務局) どうもありがとうございました。</p> <p>委員のほうから何かございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。</p>
--	--